

鹿屋市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の管理職手当の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 条例附則第24項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「別表第2の管理職手当の額の欄に定める額」とあるのは、「別表第2の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。